

65歳以上の方の 介護保険料が変わります

問合せ
高齢福祉課

介護保険制度は、高齢の方の介護を社会全体で支えあう仕組みです。市では、介護保険法に基づき3年ごとに介護保険事業計画を策定し、見直しを行っています。本年度がその改定時期にあたるため、サービス提供にかかる費用を推計し、下表のとおり第9期の介護保険料を改定しました。

第8期 第9期(改定後)
保険料基準月額 **4,865円** → **5,490円**

第9期(令和6年度～令和8年度)の所得段階と保険料額

所得段階		保険料率	年間保険料額
第1段階	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.285	18,700円
	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.485	31,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 第1段階、第2段階以外の方	基準額 × 0.685	45,100円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者が いる場合)で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.88	57,900円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者が いる場合)で、第4段階以外の方	基準額 × 1.00	65,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 × 1.22	80,300円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	85,600円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	98,800円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	111,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	125,100円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	138,300円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	151,500円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 720万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.40	158,100円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.45	161,400円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500万円以上の方	基準額 × 2.50	164,700円

※第1段階から第3段階は、低所得者負担軽減制度により軽減されています。

【第9期介護保険料の主な背景】

- ◇要介護等認定者数の増加に伴い、介護(予防)サービス費の増加が見込まれます。
- ◇第1段階から第3段階の方については保険料率が軽減(第1段階0.455→0.285、第2段階0.685→0.485、第3段階0.69→0.685)され、軽減した分を公費で負担する制度が継続されます。

国民健康保険税率などを改正します

問合せ 国保医療課

国民健康保険(以下国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

市の国保財政は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費が年々増加し、大変厳しい状況となっています。このような状況の中、今後もみなさんが安心して医療機関を受診していただくために、令和6年度から以下のとおり保険税率などを改正することになりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

保険税率などの改正内容

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分(40～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	6.22%	6.55%	2.30%	2.60%	2.17%	2.30%
均等割額 (1人当たり)	24,900円	25,800円	9,400円	9,700円	9,900円	10,500円
平等割額 (1世帯当たり)	19,500円	20,300円	7,000円	7,300円	6,300円	6,500円

特別障害者手当等支給月額改定

問合せ 社会福祉課

4月1日から手当の月額が下記のとおり改定されます。なお、愛知県特別障害者手当等(加算手当分)は変更ありません。

区分	令和6年 3月分まで	令和6年 4月分から	愛知県特別障害者手当等(加算手当分)	
			A種	B種
特別障害者手当	27,980円	28,840円	6,850円	1,050円
障害児福祉手当	15,220円	15,690円	6,900円	1,150円
経過的福祉手当				

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額改定について

問合せ 子育て支援課

令和6年4月分から、次のように改定されます。今回の改定に伴う「手当証書」の再交付は行いませんので、現在お持ちの証書はそのまま保管してください。

改定後の手当額が反映されるのは、児童扶養手当は5月定期払い、特別児童扶養手当は8月定期払いからです。

児童扶養手当月額

		令和5年4月～令和6年3月	令和6年4月～
第1子	全部支給	44,140円	45,500円
	一部支給	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円
第2子 加算額	全部支給	10,420円	10,750円
	一部支給	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円
第3子以降 加算額	全部支給	6,250円	6,450円
	一部支給	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円

特別児童扶養手当月額

	令和5年4月～令和6年3月	令和6年4月～
1級	53,700円	55,350円
2級	35,760円	36,860円